

7.8 安全（地下埋設物破壊）

1）安全（地下埋設物破壊）

工事の実施（切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去）により、地下埋設物への影響が考えられることから、環境影響評価を実施しました。

（1）調査

調査結果

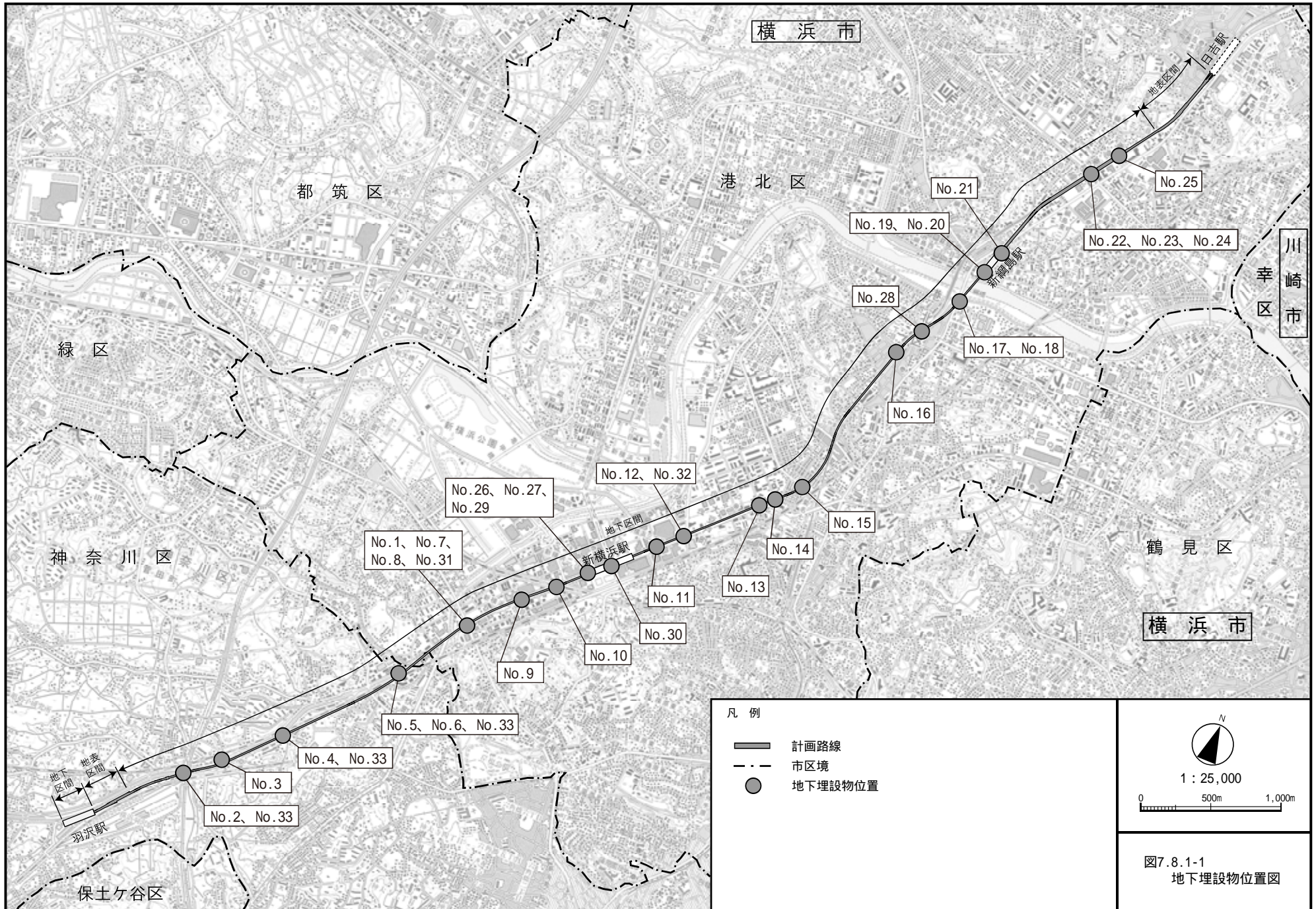
（a）計画路線と交差する大規模な地下埋設物の状況

計画路線と交差する地下埋設物は、表 7.8.1-1及び図 7.8.1-1～図 7.8.1-2に示すとおりです。計画路線と既存の地下埋設物との離隔は、約 0.4～38.8mとなっています。

表 7.8.1-1 調査結果（地下埋設物）

No.	種類	主要な交差構造物	最小離隔	計画路線の構造形態
1	ガス管、電話線 (共同)	共同シールド	約 9.5m	円形トンネル
2	雨水・污水管	鳥山川汚水幹線	支障・付替	円形トンネル
3		分流雨水管	約 11.9m	円形トンネル
4		鳥山川汚水幹線	約 16.0m	円形トンネル
5		鳥山川汚水幹線	約 30.4m	円形トンネル
6		分流雨水管	約 38.8m	円形トンネル
7		鳥山川汚水幹線	約 24.1m	円形トンネル
8		小机千若雨水幹線	約 6.1m	円形トンネル
9		新横浜駅前第二幹線	約 1.2m	円形トンネル
10		合流管	約 24.9m	円形トンネル
11		新羽末広幹線	約 19.5m	円形トンネル
12		菊名合流雨水幹線	約 17.1m	円形トンネル
13		新羽末広幹線	約 26.4m	円形トンネル
14		第二太尾合流雨水幹線	約 4.4m	円形トンネル
15		太尾合流幹線	約 18.5m	円形トンネル
16		大曽根第二第合流雨水幹線	約 12.5m	円形トンネル
17		合流式下水道管	約 22.6m	円形トンネル
18		大曽根合流幹線	約 20.8m	円形トンネル
19		合流式下水道管	約 4.2m	箱形トンネル (新綱島駅)
20		南綱島第二合流雨水幹線	約 5.2m	箱形トンネル (新綱島駅)
21	南綱島合流幹線	約 14.8m	箱形トンネル (新綱島駅)	
22	北綱島第二合流雨水幹線 (増強管)	約 2.0m	円形トンネル	
23	北綱島第二合流雨水幹線	約 0.4m	円形トンネル	
24	北綱島合流幹線	約 10.9m	円形トンネル	
25	6 - 0 9 合流幹線	支障・付替	円形トンネル	
26	水道管	新横浜駅前上水道	約 11.0m	円形トンネル
27		新横浜駅前上水道	支障・付替	箱形トンネル (新横浜駅)
28		上水道	約 8.6m	円形トンネル
29	ガス管	M B K 400A	約 2.5m	箱形トンネル (新横浜駅)
30		M B K 300A	約 2.3m	箱形トンネル (新横浜駅)
31		横浜幹線 H P K 900 A	約 9.5m	円形トンネル
32	電力	港北変電所付近東電管	約 8.4m	円形トンネル
33		東電シールド	約 0.8m ~ 約 16.2m	円形トンネル

支障物の付替については、今後、管理者など関係機関と十分な協議を行い、適切な対策を講じます。



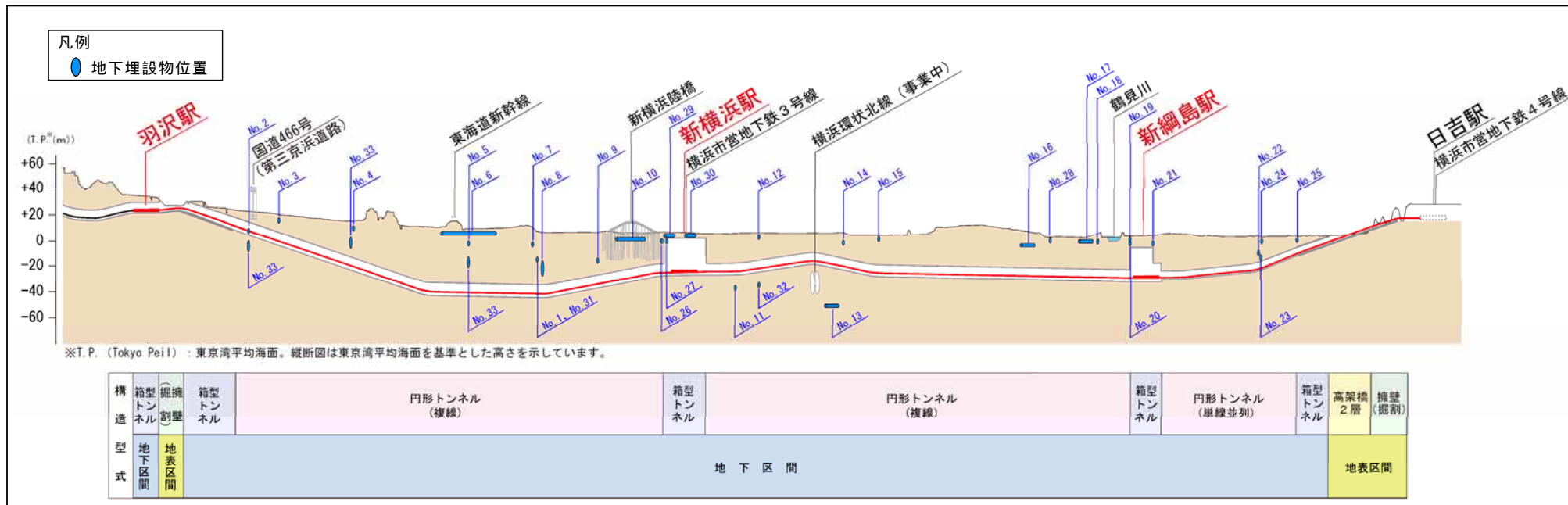


図 7.8.1-2 地下埋設物位置縦断面図

(2) 予測

予測の手法

工事の実施による地下埋設物への影響について、計画路線と交差する大規模な地下埋設物の位置と工事計画を重ね合わせ、影響の程度を定性的に予測しました。

予測地点は、計画路線周辺としました。

予測結果

計画路線と既存の地下埋設物との位置関係は表 7.8.1-1 に示すとおりで、約 0.4～38.8m の離隔を確保しています。また、工事の実施にあたっては、関係機関と十分な協議を行った上で、適切な施工管理を行いながら計画に沿った工事を実施していきます。支障する埋設物に対しては、切り回し等の適切な対策を行います。

工事の実施にあたっては、このように地下埋設物を損傷させることがないように十分配慮した上で工事を実施することから、地下埋設物の損傷等による安全は確保されると予測します。

(3) 環境保全措置の検討

計画路線は既存の地下埋設物に対し離隔を確保していること、また、工事の実施にあたっては、関係機関との協議を行った上で適切な施工管理を行うとともに、支障する埋設物に対して適切な対策を行うなど、地下埋設物を損傷させることがないように十分配慮した上で工事を実施することから、地下埋設物の損傷等による安全は確保されると考えます。

したがって、環境保全措置は講じないものとします。

(4) 評 価

評価の手法

工事の実施による地下埋設物への影響の評価は、事業の実施にあたり、地下埋設物の保護が適切になされるかどうかについて見解を明らかにすることにより評価しました。

評価結果

計画路線は既存の地下埋設物に対し離隔を確保する計画です。また、工事の実施にあたっては、関係機関との協議を行った上で適切な施工管理を行うとともに、支障する埋設物に対して適切な対策を行うなど、地下埋設物を損傷させることがないよう十分配慮した上で工事を実施することから、地下埋設物の損傷等による安全は確保され则认为します。

以上のことから、事業の実施にあたり、地下埋設物は適切に保護されるものと評価します。